

新城市若者議会市外委員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市若者議会条例(平成26年新城市条例第57号)

第1条に規定する新城市若者議会(以下「若者議会」という。)の市外委員(以下「市外委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、若者議会に市外委員を置くことができる。

(市外委員)

第3条 市外委員は、新城市若者条例(平成26年新城市条例第56号)第2条第1号に規定する市民に該当しない者のうち、おおむね16歳からおおむね29歳までの者を市長が選任する。

2 市外委員の定数は5人以内とする。

3 市外委員の任期は、市外委員に選任された日の属する年度の末日までとする。

(市外委員の役割)

第4条 市外委員は、若者議会の委員と協働し、政策立案等を行うものとする。

2 市外委員は若者議会における議決権を有しない。

(報償)

第5条 市外委員に対する報償金は、年額36,000円とする。

(費用弁償)

第6条 市外委員が会議等に出席するため旅行したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、当該旅費については、新城市職員の例による。

(庶務)

第7条 この制度に係る庶務は、若者政策に関することを所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。